

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 3 月 20 日

金 曜 日

号 外

目 次

告 示
○家畜の検査命令

1

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第127号

家畜の検査命令について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第5条第1項の規定により家畜又はその死体の所有者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第2項の規定により公示する。

平成27年 3 月 20 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 ブルセラ病

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第 1 に規定する
方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

2 結核病

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

3 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する

方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

4 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

5 馬伝染性貧血

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬

ウ ア又はイの馬と同一施設内で飼育している馬

エ 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬

オ 競技用の目的で飼育している馬及び当該馬と同一施設内で飼育している馬

カ その他農林水産大臣又は知事が指定する馬

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

6 腐^そ蛆病

(1) 実施の目的

蜜蜂の腐^そ蛆病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

(3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

7 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家きん（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥）

(3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、ウイルス学的検査及びその他必要な検査

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

8 オーエスキー病

(1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又は中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

9 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

10 豚コレラ

(1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

11 アカバネ病

(1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

12 チュウザン病

(1) 実施の目的

牛のチュウザン病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

13 アイノウイルス感染症

(1) 実施の目的

牛のアイノウイルス感染症の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

14 イバラキ病

(1) 実施の目的

牛のイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

15 牛流行熱

(1) 実施の目的

牛流行熱の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域